

第2編 学校教育

1 幼小中一貫教育関係施策

(1) 研究推進委託事業

会議・委員会名	内 容	対 象	期 日
幼小中一貫教育 研究委託事業 (平成 23 年度～)	幼児・児童・生徒の学びと育ちの連続性を確保するため、幼稚園（就学前教育）から小学校、中学校までの一貫した教育について望ましい連携や接続、交流の在り方を、具体的な実践や交流活動、研修を通して調査研究するとともに一貫したカリキュラムについて研究を進める。	全幼稚園・こども園 全小学校 全中学校	通 年
幼小中一貫教育 モデル研究委託事業 (平成 25 年度～)	幼小中一貫教育の中での地域との連携のあり方について及び幼小中一貫した学習指導法について、実践及び研修等を通して具体的な研究を進め、研究発表を行う。	東中学校区	通 年
里地里山自然環境 活用学習委託事業 (平成 20 年度～)	秦野市の自然環境を生かした環境教育を進め、幼児・児童・生徒が秦野の特性を生かした自然体験学習に取り組み、自然のよさに十分に触れるとともに、幼小中の連携も見通した体験学習についての研究を進める。	全幼稚園・こども園 全小学校 全中学校	通 年
教育課程研究推進 委託事業	幼小中一貫教育に視点を置きながら教育課程実施上の諸課題への対応や特色ある学校づくりに向けた教育活動の充実を図る。	全幼稚園・こども園 全小学校 全中学校	通 年
小中一貫教育 推進モデル校 事業（県指定） (平成 27 年度～)	義務教育 9 年間を通して児童・生徒の豊かな「学び」と「育ち」を育む小中一貫教育を推進するため、県の委託を受けて実践研究を実施する。	北中学校区	通 年

(2) 教育研究所調査研究事業

事業名	内容	期日
小中一貫教育 (地域・郷土) 研究部会	小中一貫を見通し、秦野の地域・郷土について研究し、教育研究所既刊の『秦野ふるさとめぐり』について内容を最新のものに改訂するため編集を行う。	通 年
小学校 (社会科) 研究部会	小学校社会科資料集『わたしたちのまちはだの』についてデータや図等を最新のものに改訂し、その活用についても研究を行う。	通 年
学校 I C T 推進研究部会	小中学校において、I C Tを活用した校務効率化を図り、子どもたちと向き合う時間を確保したり、分かりやすい授業を行ったりするための I C T機器活用について研究を行う。	通 年

(3) 推進事業

事業名	目的	対象	期日
幼小中一貫教育 連絡会 (平成 22 年度～)	幼小中一貫教育に係る教育活動等について、中学校区ごとに連絡協議するとともに、他中学校区の取組等について情報交換を行う。	幼稚園・こども園 小・中学校	中学校区 ごとに随時
幼小中一貫教育 推進検討協議会 (平成 22 年度～)	秦野市における幼小中一貫教育に係る施策や各園校における実践研究について検証分析を行いながらそのあり方について協議検討を行う。	学識者、園・校 代表及び保護者 代表	年間 2 回を 予定
幼小中一貫教育を 語り合うつどい (平成 25 年度～)	各中学校区で語り合うつどいを開催し、幼小中一貫教育のこれまでの成果発表、意見交換を中学校区ごとに行う。	幼稚園・こども園 小・中学校教員 P T A・地域	中学校区 ごとに随時
教科学習支援員 派遣事業 (平成 25 年度～)	大学の学生を教科学習支援員として派遣し、小中学校の各教科指導における学習活動の充実・活性化を図る。	小・中学校	通 年
小中一貫 特別支援教育 担当者研修 (相互授業研究会) (平成 22 年度～)	小中学校の特別支援学級担当者がお互いに授業公開、研究協議を行うことによりスキルの向上を図るとともに、中学校区で情報を共有し、小中の支援体制の一体化を目指す。	小・中学校 特別支援学級 担当者	各小中学校 で年間 1 回 以上を予定

2 教育指導関係事業

(1) 会議・委員会

会議・委員会名	内 容	参加者	期 日
園長・校長会	幼稚園・学校運営上の諸問題について連絡協議を行う。	幼稚園・こども園長 小・中学校長	通 年
保育・教科等 指導員会議	保育・教科等の訪問指導のあり方について連絡協議する。	保育・教科等 指導員	4 月
情報教育担当者会	小・中学校の学習用・校務用コンピュータ及びインターネット等の活用方法等について連絡協議する。	小・中学校 情報教育担当教員	5・11 月
小中学校 英語教育 担当者会	小・中学校英語教育担当者や外国語指導助手（6名）と英語教育活動の進め方や課題について連絡協議及び研修を行う。	外国語指導助手 （A L T） 中学校英語科教員 小学校担当教員	4・8 月
外国人児童生徒 日本語指導担当者 連絡会	日本語指導を必要とする児童生徒の指導、援助のあり方について日本語指導協力者とともに連絡協議する。	日本語指導 担当教員 日本語指導協力者	4 月
特別支援教育 担当者会	特別支援教育推進上の諸問題及び指導方法について研究・協議を行う。	特別支援学級 通級指導教室 担当教員	4・2 月
秦野市 就学指導委員会	教育上配慮を要する児童生徒について適切な就学指導（相談）を実施する。	就学指導委員	5・10・ 11・1 月 計5回 (10月は2 回実施)
国際教室 担当者連絡会	国際教室における外国人児童生徒の適切な指導のあり方について学習を深めるとともに、情報交換・連絡協議をする。	小・中学校 国際教室担当教員	6・7・10 月
人権教育担当者会	人権教育について理解を深め、その推進について連絡協議及び研修を行う。	幼稚園・こども園、 小・中学校 人権教育担当教員	5・2 月
研究推進担当者会	研究推進のあり方について研修するとともに、学力定着に向けた取組みについて連絡協議する。	小・中学校 研究推進担当教員	5・11 月

会議・委員会名	内 容	参加者	期 日
秦野市幼・保 連絡協議会	幼稚園、保育園、こども園の保育指導並びに経営上の諸問題について連絡協議する。	市内幼稚園長 市内保育園長 市内こども園長	年 3 回
通級指導教室 入級審査会	通級指導教室への入級を希望する児童生徒の指導の必要性について審議し、判断する。	通級指導教室設置 校長・担当教員 臨床心理士	7・12・2 月
教育相談 コーディネーター 担当者会	支援教育を推進するための具体的な方策について連絡協議する。	幼・小・中学校 教育相談 コーディネーター	5・2月

(2) 推進事業

事業名	目 的	対 象	期 日
教育指導助手 派遣事業	児童生徒への教科指導による基礎的・基本的事項の内容理解及び定着を図るとともに、生活指導による基本的生活習慣の形成等、学校への適応力を高める。併せて通常級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、市内小・中学校に教育指導助手を派遣する。(小49名、中3名)	小・中学校	通 年
国際理解教育 推進事業	中学校においては、外国語指導助手(ALT)の配置によりコミュニケーション能力を育成し、英語への興味・関心を一層深め英語に親しむ習慣を形成する。 小学校においては、外国語活動の授業をとおして、言葉の持つ面白さやコミュニケーションの大切さに気づくとともにALTとふれあうことで異文化を理解し、これを尊重する態度を養う。	小・中学校	通 年 (担当者会は 4・8月に実施)
幼稚園 巡回相談事業	幼稚園における園児の課題分析、指導のあり方について助言するために、臨床心理士(11名)を派遣する。	幼稚園 (こども園)	通 年
コミュニティ・スクール 実践研究事業 (平成27年度～)	コミュニティ・スクール制度を導入し、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図るために、研究指定校で調査研究及び準備を行い、平成28年度からの円滑な実施に向けて取り組む。	研究指定校	通 年

事業名	目的	対象	期日
特別支援学級 介助員事業	特別支援学級の児童・生徒の学習活動や日常生活を支援し、特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級介助員（43名）を派遣する。	小・中学校 特別支援 学級	通 年
通級指導教室 巡回相談事業	通級児童の状況把握や指導方法を助言する専門相談員を派遣する。各校3回ずつ実施する。	通級教室 設置 小学校	通 年
肢体不自由児機能 訓練士派遣事業	肢体不自由児童・生徒の生活能力を高めるため、機能訓練士を派遣し、機能訓練を行う。	肢体に障害 のある 児童・生徒	通 年
部活動指導協力者 派遣事業	部活動の指導の充実を図るため、専門的知識・技能を有する指導協力者を中学校へ派遣する。	中学校	通 年
運動部活動顧問 派遣事業	中学校での運動部活動において人事異動等による指導者の不在、少人数部活動の維持などの課題に対して、部活動指導顧問（3名）を派遣し、部活動の振興を図る。	中学校	通 年
学習支援事業	通常学級に在籍する発達障害の児童生徒や集団への不応児童生徒、日本語指導を要する児童生徒等への教育的対応を行うため支援協力者を派遣する。	小・中学校	通 年
外国人児童生徒 日本語指導 推進事業	言葉の問題から生ずる事柄の解消を図り、より充実した学校生活を送れるよう指導・助言するため日本語指導協力者（10名）を派遣する。	外国人 児童・生徒	通 年
地域ぐるみの 学校安全体制 整備推進事業	幼児・児童・生徒の生命や、日常の教育活動、学校に対する信頼等を地域全体で守るための体制をつくる。スクールガードリーダー1名（平成19年度から派遣）による地域ボランティアの養成、園・学校危機管理体制に対する指導・助言、定期的な園・学校内外の巡回パトロールを通して、安全・安心な園・学校体制を確立する。	幼稚園・ こども園 小・中学校	通 年

(3) 委託事業

事業名	目的	対象	期日
特別支援学級学習交流会（のびゆくみんなの交流会） （昭和60年度～）	特別支援学級に在籍する児童・生徒が、日常の学習成果を発表することを通して、児童・生徒・保護者及び高校生ボランティア等の交流を図り、児童・生徒の社会性を育成する。	児童・生徒 教員 保護者	11月
インターナショナルフェスティバル （昭和63年度～）	英語スピーチ、外国人ゲスト等との交流を通して、日頃の英語学習の成果を発揮することにより英語への興味関心を高めるとともに、国際理解及び国際交流を体験的に学習する。	中学校生徒	11月
はだの子ども野外造形展 （昭和63年度～）	幼児・児童・生徒のより豊かな表現力・創造力の育成を図り、市民の造形教育に対する理解を深める。	幼児 児童・生徒 保護者 市民	11月
はだの野鳥資料展 （昭和58年度～）	小学校2校で野鳥に関する資料等を展示することにより、市民の愛鳥及び自然保護精神の高揚を図る。	園児 児童・生徒 保護者・市民	学校開催
子どもを育む中学校区懇談会 （平成12年度～）	学校・家庭・地域がお互いに連携し、異年齢交流や異世代間交流を積極的に取り入れ、子どもたちの健全育成を図る。	幼稚園・こども園 小・中学校 地区の関係団体	通年
子どもの学びを高める授業研究 （平成26年度～）	小学校2校、中学校1校で市内の教員が参加する公開授業を実施し、大学教授等の講師からの指導を仰ぐことで、授業実践を通じた研究を推進し、子どもの学力の向上を図る。	小・中学校	通年

3 いじめ・不登校・暴力行為等対策関係事業

(1) 会議・委員会

研修会名	内 容	対 象	期 日
いじめを考える 児童生徒委員会	各小学校中学校代表が委員となり、子どもたちの主体性を生かしたいじめ根絶の学校での取り組みを進めたり、意見交換したりする。	児童・生徒 小・中学校教員 PTA代表 関係機関等	5・8・ 10・11月
秦野市いじめ問題 対策調査委員会	いじめ防止及び早期解決に向けた対策等の検討、発生したいじめの重大事態の調査を行う。	学識経験者 弁護士 医師 心理・福祉に関する専門的な知識を有する者	年数回
児童生徒指導担当者会 兼秦野市いじめ問題 対策連絡協議会	児童・生徒指導関係事業について児童・生徒指導担当教諭に周知を図る。	教育指導課 小・中学校 児童・生徒指導担当教員	年3回

(2) 推進事業

研修会名	目 的	対 象	期 間
いじめ対策等 巡回教育相談事業	小・中学校へ臨床心理士を派遣し、いじめ問題を中心とした具体的な対応について援助をする。	小・中学校教員 保護者	通 年 25回 程度
児童生徒指導 緊急サポート事業	出席停止またはその可能性のある児童・生徒に対する学習支援・保護者の養育支援等を行う。	児童・生徒 学校関係者 保護者	通 年
巡回教育支援相談員 派遣事業	問題行動、不登校に対する未然防止・早期対応及び教職員に支援・助言を相談員（4名）が行う。	児童 保護者 教職員	通 年
自立支援教室事業	不登校や深刻な問題行動等を起こす児童・生徒とその保護者に対応するため、指導員（5名）が学校と連携し、学校外での支援を行う。	児童・生徒	通 年
スクールカウンセラーによる相談体制の 充実	いじめ・不登校等の未然防止や早期対応に向けて、専門的知識を有する臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として小中学校に派遣する。	児童・生徒 保護者 教職員	通 年
学校・警察 連絡協議会	学校と警察との連携・連絡調整を図る。	小・中学校教員 警察関係者	5・6・7・ 9・10・11・ 1・2月
問題行動等対策指導 助手派遣事業	問題行動を繰り返す児童・生徒への対応、支援等、学校における様々な問題に対処するため、問題行動等対策指導助手（6名）を派遣する。	中学校	通 年

4 教育研究事業

(1) 調査研究事業

事業名	内容	期日
自主研究論文募集 (昭和 59 年度～)	教育に関する自主的な研究を奨励し、個人またはグループによる実務的・実証的な研究課題について、支援しながらその成果をレポート集として発表し、教職員の資質向上を目指す。	通年
教育情報の 収集・調査・提供	視聴覚資料・図書・教育研究資料・指導案等の収集・整理、教育課題の調査を行い、さらに紹介と貸出しを行う。	随時

(2) はだのっ子アワード事業

事業名	内容	期日
文芸部門	本市で行われた小・中学生を対象とするコンクール、展示会等で、特に優秀な成績を収めた者に「はだのっ子アワード」を授与する。	通年
体験活動部門	『秦野ふるさとめぐり』に掲載された本市の文化財、史跡、建造物、野鳥、昆虫、植物、人物等についての体験活動に自ら積極的に取り組み、3地区以上活動したと認められた者に対し、「はだのっ子アワード」を授与する。	通年
ふるさと秦野検定部門	『秦野ふるさとめぐり』、『わたしたちのまち はだの』及び『私たちの秦野』等から出題し、80%以上正解したものについて認定する。1級から3級を行い、1級認定者については「はだのっ子アワード」を授与する。	7月

5 教育研修事業

事業名	内容	期日
教職経験者研修会	教員のライフステージに沿った研修体系を踏まえ、学習指導や学級経営に必要な専門的な知識や技能を習熟し、実践的指導力の向上を図る。 (1年・2年・5年・10年・15年・25年経験者研修は県教委主催)	2年・5年次研修(幼) 10年次研修(幼小中) 通年
特別支援学級介助員研修会	発達障害等、特別な支援を要する児童生徒の介助のあり方や特別支援教育について研修する。	4・7月
小・中学校教育指導助手研修会	教育指導助手としての自覚を高め、指導技術の向上を図り、発達障害等個別の支援を要する児童・生徒の支援のあり方を研修する。	4・8月
特別支援教育教育課題研修会	発達障害等の児童・生徒の支援のあり方やサポートする学校内のシステムの研修を行う。	6月
初任者研修会	教員としての自覚を高め、指導技能向上の研修を行う。(幼3名、こども園5名、小中34名)	5・6・8月
教育セミナー	調査研究の成果の発表・報告や教育活動の充実に向け、実践に役立つ研修を行う。 第1回 小中一貫教育社会科研究部会の研究成果を発表し、研究紀要をもとに指導計画や実践などについての研修を行う。 第2回 幼小中一貫教育保健体育研究部会の研究成果を発表し、研究紀要をもとに保健体育教育のあり方や実践などについての研修を行う。	6月
研修講座	教職員の資質向上と学校の教育活動の充実に向けた実践的な研修を行う。	年6回 予定
I C T活用研修会	I C T機器の有効活用する操作技能の向上、授業等での活用に向けた研修会を行う。	7・8月
公開講座	市民の参加も視野に、教育の今日的な課題(情報モラル・セキュリティ)の研修を行う。	7月
教育研究発表会	調査研究内容の発表及び自主研究レポート集執筆者等の研究発表等を行う。(発表数5本)	8月
ソーシャルスキル研修会	児童・生徒の社会性を育み、コミュニケーション能力を高めるための研修会で、教員の指導力の向上を図る。	8月
国際理解教育研修会	小学校での外国語活動と中学校での英語学習の教員の指導力向上を図る研修を行う。	8月
人権教育研修会	幼稚園・こども園、小中学校の教員の人権意識を高めることを目的とした研修を行う。	2月

6 教育支援事業

(1) 教育支援教室「いずみ」(平成7年度～)

事業名等	内容	期日
日常の支援	通室状況報告書等を通して在籍校と連絡を取りながら、専任教諭1名、指導員3名が教育支援教室通室児童・生徒に対して日常の支援を行う。	随時
入室支援検討会議	これから通室する児童・生徒一人ひとりの課題を理解し、支援の具体的方策を検討する。	随時
いずみ支援検討会議	通室児童・生徒一人ひとりの課題を理解し、個に応じたよりよい支援が進められるように事例会議を開催する。	年6回
実践・事例研究	不登校児童・生徒への支援のあり方についての研究を進める。	随時

(2) ICT活用学習支援

事業名等	内容	期日
ICT活用学習支援事業	教育支援教室を中心にICTを活用し、不登校の児童・生徒に学習支援とメールシステムを通じた連絡などを行う。 また、学校におけるICT活用推進を図るための支援を行う。	随時

(3) スクーリングサポート・ネットワーク事業

事業名等	内容	期日
関係機関連絡会	不登校支援に関わる各関係機関と情報交換を行い、スーパーバイザーから助言を受ける。	年3回
拡大保護者会	教育支援教室通室児童・生徒の保護者及び小中学校で不登校児童・生徒を抱える保護者を対象とし、懇談会を行う。交流を通して保護者相互の情報交換を行うとともに、子どもへの関わり方についてスーパーバイザーから助言を受ける。	年3回
社会人講師による社会体験学習	教育支援教室通室児童・生徒が専門的な知識や技術を有する社会人講師の指導のもと、社会体験活動を行う。	年4回
小中学校連絡会	教育支援教室と学校との連携及び校内の不登校支援体制のあり方等について研究協議する。	5・10月
支援協力者による支援	教育支援教室通室児童・生徒への心理的サポート、学習サポートを行うため、支援協力者による教育的対応を行う。	通年

7 市制施行60周年記念事業

事業名等	内容	期日
はだの子ども議会	未来を担う子どもたちが、自身の住む秦野市をよりよいまちにするために語り合う場として、「子ども議会」を開催する。小中学校の代表児童・生徒の参加とする。	11月
秦野の民話・紙芝居制作委託事業	子どもたちが、秦野の歴史を振り返るきっかけとするため中学校教育研究会に事業を委託し、中学校区ごとに秦野の民話や昔話の紙芝居を制作して幼小中の交流などで活用していく。	通年
みんなで描く人文字メッセージ	教育委員会では全小学校、幼稚園、こども園等の子どもたちが趣向を凝らしたオリジナルの人文字を作成し各小学校を会場に航空機から撮影する。記念冊子とオリジナルクリアファイルを作成し児童及び園児に配布する。	9～11月

8 保健給食関係の概要

(1) 保 健

ア 定期健康診断

幼児、児童、生徒及び教職員に対し、健康の保持・増進と自覚のない疾患の早期発見などのために各種の検査を実施しています。

主なものとしては、心臓検診、尿検査、ぎょう虫卵検査、職員健康診断などがあります。特に、児童等の心臓検診、尿（腎臓病、糖尿病）検査については、検査結果を専門医、学校医で組織した判定会に諮り、その結果に基づき、学校生活における指導を行っています。

イ 学校環境衛生検査

健康的で快適な学校環境の維持、増進を図るため、定期的に環境衛生検査を実施しています。

主なものとしては、学校内の飲料水及びプールの水質検査、教室の照度、室内温度の測定などがあります。この検査の結果に応じて、必要な環境改善に努めています。

ウ 歯科巡回指導

昭和55年から、歯科衛生士が各幼稚園（4、5歳児）、小学校（1～5年生及び特別支援学級）を対象に口腔衛生指導を行っています。指導内容としては、各学年に応じたテーマを決め、歯磨きの大切さを理解させるための歯科保健教育を事業の一環として行っています。

エ 学校事故見舞金の支給

学校管理下において、災害を受けた児童等の保護者に対して、「秦野市学校災害見舞金要綱」に基づき、贈呈しています。

* 見舞金の支給状況

(単位：千円)

年 度	H 2 2年度		H 2 3年度		H 2 4年度		H 2 5年度		H 2 6年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
見舞金	1	270	4	180	1	270	4	180	3	50
歯科見舞金	8	50	3	90	8	50	3	90	2	60
死亡見舞金										
計	9	320	7	270	9	320	7	270	5	110

オ 災害共済給付金の支給

学校管理下において、災害を受けた児童等の保護者に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの契約に基づき、給付しています。

* 給付金の支給状況

(単位：円)

年 度	H 2 2年度		H 2 3年度		H 2 4年度		H 2 5年度		H 2 6年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
小学校	504	3,980,603	522	4,671,155	504	3,980,603	522	4,671,155	283	3,785,731
中学校	360	11,535,678	378	5,302,363	360	11,535,678	378	5,302,363	368	7,652,576
幼稚園	8	30,327	14	195,793	8	30,327	14	195,793	3	177,654
計	872	15,546,608	914	10,169,311	872	15,546,608	914	10,169,311	654	11,615,961

(2) 給食

学校給食は、食育の観点から、日常生活における食事について正しい理解とマナーを身につけさせるとともに、栄養の改善や健康の増進を図ることなどを目的として実施しています。

小学校の給食は、昭和24年に本町小、南小、大根小で行ったミルクとおかずの補食給食からスタートしました。そして、昭和36年から現在の主食、ミルク、おかずの完全給食を全校で実施し、安全、安心な給食の提供に努めています。

ア 学校給食の実施状況

*年間実施予定回数及び給食費等

区分	給食の種別	実施予定回数	給食費
小学校	完全給食	年間 182回	年間 44,000円
中学校	ミルク給食	各学校で異なる	
幼稚園	ミルク給食	各園で異なる	

イ 給食の調理方法等

本市では、各学校で調理をする単独校方式を採用しており、栄養士を各校に配置しています。そのため、各校の主体性が生かされ、その学区域の地場産品を給食に取り入れることを通じて食育を行うなど、教育的配慮がしやすくなっています。調理したものは、その場で配膳するため、手作りの温かい給食が食べられ、子どもたちにも好評を得ています。

また、平成10年度から学校給食の充実を図るため、従来使用していたアルマイト食器から強化磁器食器へ、順次、切替えを行い、平成15年度には、すべての小学校で食器の切替えが完了しました。これも子どもたちに大変好評を得ています。

ウ 献立の作成

献立は、各校に配置されている栄養士が、標準献立などを参考にしながら学校ごとに作成しています。また、標準献立は、学期ごとに、学校長、給食主任、栄養士、給食調理員、教育委員会の各代表が集まり、栄養や子どもの嗜好など色々な面を考え、バラエティに富んだ献立になるように作成しています。

主食は、基本的には米飯が週3回、パンが週2回ですが、麺類も月に1回程度の割合で実施しています。

なお、米飯給食は、自校炊飯方式で行っています。

エ 食材の安全確保

学校給食用物資の安全な供給を図るため、「秦野市学校給食用物資規格書」や「食品添加物等の基準」を作成するとともに、食材検査などを行い、食の安全確保に努めています。

オ 地場産品の使用

昭和63年度から、JAはだのの協力により、全小学校の給食の食材に地場産品（秦野産品）を取り入れています（26年度は、みかん、温室みかん、じゃがいも、さつまいも、うでピー（落花生）、大根、里芋、キャベツ、玉ねぎ、白菜、人参、長ねぎ、茄子、小松菜、空豆、トマト、ズッキーニ、かぼちゃ、トウモロコシの19品目）。

また、一部の学校においては、より身近な学区内の地場産品の取入れにも取り組んでいます。東小学校では、地元の東地区農産物直売研究会の協力により平成11年度から（26年度は、人参、長ねぎ、キャベツ、ほうれん草、小松菜、玉ねぎ、茄子、

かぼちゃ、里芋、大根、白菜、トウモロコシ、竹の子、さつまいも、じゃがいも、きゅうり、ズッキーニ、ピーマン、枝豆、いんげん、空豆、みかん、ミニトマトの23品目)、北、西、堀川小学校では、地元の丹沢秦野観光農業研究会の協力により17年度から(26年度は、人参、長ねぎ、キャベツ、玉ねぎ、茄子、里芋、大根、白菜、さつまいも、じゃがいも、ズッキーニ、枝豆、トウモロコシ、空豆、かぼちゃ、ブロッコリー、ヤーコンの17品目)、また渋沢小学校では、地元の峠営農組合の協力により20年度から(26年度は、人参、大根、玉ねぎ、白菜、長ねぎ、空豆の6品目)実施しています。

カ 生ゴミ処理機の設置

学校給食から発生する生ゴミ(残食・調理屑)の減量を図るため、全小学校に生ゴミ処理機を設置しています。生ゴミ処理機で作られた堆肥は、学校農園、花壇などに利用し、残った堆肥は、市民などに配布しています。

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
年間投入量(kg)	56,604	54,257	48,977	43,683	41,065
年間堆肥量(kg)	16,588	15,260	13,938	12,672	11,297
年間堆肥量の割合	29.3%	28.1%	28.5%	29.0%	27.5%
年間ごみ減量(kg)	40,016	38,997	35,039	31,011	29,768
年間ごみ減量の割合	70.7%	71.9%	71.5%	71.0%	72.5%

※ 平成9年9月に、大根小、末広小。平成11年9月には、全小学校に生ごみ処理機を導入した。

キ ふれあい給食の実施

福祉教育の一環として、地域のひとり暮らしのお年寄りを学校に招き、子どもたちと一緒に会食する「ふれあい給食」を実施し、お年寄り子どもたちのふれあいと相互理解を深めるとともに、給食を通して、地域との結びつきを深めています。

ク 学校給食の放射性物質検査

学校給食の安全・安心を高めるため、児童に提供した給食の放射性物質検査について、平成24年度から実施しています。

検査結果については、秦野市ホームページで公表しています。

9 就学・就園奨励

(1) 要保護準要保護児童生徒就学援助費

小・中学校の児童生徒が、学校生活を安心して楽しく過ごすことができるように、経済的援助が必要と認められる保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図っています。

○支給実績

単位：人

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	785	790	807	775	759
中学校	488	496	472	475	456

(2) 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の奨励を図っています。

○支給実績

単位：人

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	110	116	124	135	187
中学校	43	63	67	65	58

(3) 私立幼稚園等就園奨励費補助金

私立幼稚園等に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図っています。

○補助実績

単位：人

階 層 区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活保護世帯	0	0	0	1	0
* 市民税非課税	29	42	42	38	28
市民税所得割非課税世帯	7	7	5	12	5
〃 所得割額A円以下世帯	51	46	55	52	84
〃 所得割額B円以下世帯	379	397	400	400	382
〃 所得割額C円以下世帯	133	138	172	202	203
無認可園所得割額C円以下世帯	29	28	24	27	33
合 計	628	658	698	732	735

※ A円：22年度から23年度は34,500円、24年度から26年度は77,100円

B円：22年度から23年度は183,000円、24年度から26年度は211,200円

C円：22年度から23年度は278,700円、24年度から26年度は318,300円

* 平成27年度から子育て支援課に事務が移管されました。